破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５１号
北海道室蘭市石川町130番地の８
債務者　田村　宿雄
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割27番地19　第３コーポなりこう102号、旧住所盛岡市山岸２丁目13番41号　ボネトワール201号
債務者　瀬川　晴美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２６号
山形県鶴岡市大山２丁目22番22号、前住所さいたま市中央区八王子５丁目14番25号
債務者　佐藤　　大
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第３０号
山形県鶴岡市大山２丁目22番22号
債務者　佐藤　栄子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１８５号
奈良市押熊町1345番地の10
債務者　奥戸　良典
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８９号
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵18番地の８
債務者　谷口まゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１９０号
奈良市神功５丁目３番地の15　ルルデハイツ203号
債務者　中西　絵美（旧姓杉村）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
福岡県大牟田市橋口町４番地８
債務者　平河　貴高
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１５１号
山梨県笛吹市御坂町下野原815番地５
債務者　鳥居　泰治（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
山梨県南アルプス市下宮地701番地　１号室
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
山梨県甲府市下石田２丁目24番４号　大間住宅東側・中棟
債務者　鈴木　智子（旧姓平山・楢原）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
長野市篠ノ井御幣川995番地23
債務者　清水　義張
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
長野県佐久市岩村田602番地　ホワイトファミリーたちばな102号（住民票上の前住所）
債務者　小室やよい
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４５号
神戸市北区大原３丁目11番地の15
債務者　山下　恵美（旧姓小笹）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０２号
神戸市中央区中山手通３丁目10番18―106号
債務者　藤川　光一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０６号
神戸市灘区岩屋北町２丁目４番５号　ハイツ臼口２Ｆ、従前の住所神戸市灘区原田通３丁目２番20号　藤堂王子ハイツ310号
債務者　盛庵こと　森　　秀男
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１２号
兵庫県三田市つつじが丘北１丁目１番地12
債務者　足立　勇一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部